

監査報告書

令和8年6月3日

学校法人 滝川学園
理事会 御中
評議員会 御中

学校法人 滝川学園

監事 鈴木 敏則

監事 後藤 正吉

私たちは、学校法人滝川学園の監事として、私立学校法第52条及び学校法人滝川学園寄附行為第28条1項に基づき、同学校法人の令和7年度(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)における財産目録、計算関係書類(貸借対照表、事業活動収支計算書、資金収支計算書及びその附属明細書)、事業報告書及びその附属明細書を含め、学校法人の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況について監査を行いました。

私たちは監査にあたり、理事会及びその他の重要な会議に出席するほか、理事等から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等閲覧し、公認会計士細川貴久子氏より私立学校法第104条2項の規定に基づく監査に関する説明を受けるなど、必要と思われる監査手続きを実施しました。

監査の結果、私たちは、学校法人の業務に関する決定及び執行ならびに理事の業務執行は適切であり、財産目録、計算関係書類(貸借対照表、事業活動収支計算書、資金収支計算書及びその附属明細書)、事業報告書及びその附属明細書は、会計帳簿の記載と合致しており、学校法人の業務又は財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する事実はないものと認めます。

(会計監査人の監査の結果に対する意見)

会計監査人の監査の方法に及び結果は相当と認めます。

以上